

政策番号 政策名

111 ひとりひとりが個人として厚く尊重される

政策の方向

日々のくらしのなかに人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくことにより、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、また国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとがいきいきとくらするまちをめざす。

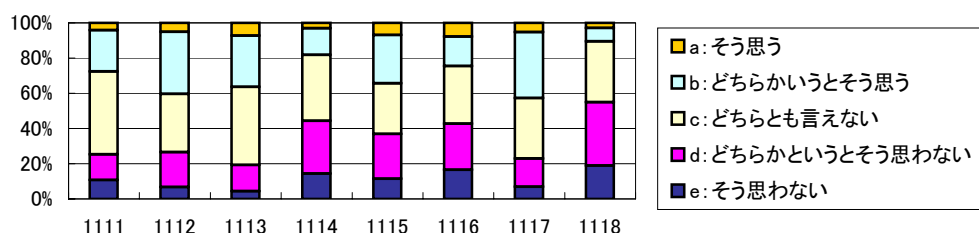
政策の評価

1 政策の評価に用いる客観指標の最新値と評価

| 施策番号     | 客観指標名                               | 17     |    | 18     |    | 19     |    |
|----------|-------------------------------------|--------|----|--------|----|--------|----|
|          |                                     | 数値     | 評価 | 数値     | 評価 | 数値     | 評価 |
| 1111     | 人権擁護に関する制度の認知度 (%)                  | —      | —  | 34.4   | d  | 34.4   | d  |
| 1112     | 審議会等における女性委員の登用率 (%)                | 27.7   | d  | 28.9   | c  | 30.2   | c  |
| 1113     | 虐待相談に対して速やかに対応 (48時間以内) した件数の割合 (%) | 96.0   | c  | 94.0   | d  | 98.0   | b  |
| 1114     | 長寿すこやかセンターにおける権利擁護相談件数 (件)          | 120    | b  | 84     | d  | 91     | d  |
| 1115     | 障害者社会参加促進事業参加者数 (人)                 | 11,964 | c  | 11,247 | e  | 11,704 | d  |
| 1116     | 同和問題についての理解度 (結婚問題) (%)             | —      | —  | 64.3   | c  | 64.3   | c  |
| 1117     | 審議会等への外国籍市民委員の参加数 (人)               | 10     | d  | 15     | a  | 13     | b  |
| 1118     | 人権侵犯事件受理件数 (件)                      | 504    | —  | 545    | a  | 614    | a  |
| 客観指標総合評価 |                                     |        | b  |        | c  |        | c  |

2 政策を構成する施策に対する市民生活実感評価

| 施策番号       | 設問   | 評価 |    |    |
|------------|--|----|----|----|
|            |  | 17 | 18 | 19 |
| 1111       | 京都は普段の生活の中で「人権」を大切に、尊重し合う習慣が根付いている。                                    | c  | c  | c  |
| 1112       | 男女が個人として尊重され、共に個性や能力を発揮できる社会になってきている。                                  | c  | c  | c  |
| 1113       | 一人一人の子どもの人格が大切にされ、子どもの権利が守られている社会である。                                  | c  | c  | c  |
| 1114       | 高齢者の知識や経験が尊重され、権利が守られている社会である。   | c  | d  | d  |
| 1115       | 障害のある人が、様々な面で暮らしやすいまちになってきている。   | c  | c  | c  |
| 1116       | 生まれや生い立ちに関係なく、すべての人がいきいきと暮らす社会になってきている。                                | d  | c  | c  |
| 1117       | 国籍、民族、文化等が違ってもお互いに理解し合い、共生する社会になってきている。                                | c  | c  | c  |
| 1118       | HIV感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人、ホームレスなど、現代社会の様々な人権問題について、市民の正しい理解と認識は高まっている。 | d  | d  | d  |
| 市民生活実感総合評価 |  | c  | c  | c  |



### 3 総合評価（市民生活実感総合評価＋客観指標総合評価）

|          |  |      |   |
|----------|--|------|---|
| <b>C</b> | 客観指標については、全8項目のうち、虐待相談に対して速やかに対応（48時間以内）した件数の割合がdからb評価に上がるなどの変化はあるが、aからd評価まで全体としてばらつきがあり、昨年度と同様で、どちらとも言えない状況である。<br>市民生活実感についても、人権尊重に関する全8項目のうち6項目でC評価であり、どちらとも言えない状況である。<br>客観指標評価及び市民生活実感評価を総合的に勘案し、この政策の目的は、そこそこ達成されていると評価する。 | 17年度 | C |
|          |  | 18年度 | C |

### 4 政策の重要度（27政策における市民の重要度）

| 17年度 |       | 18年度 |       | 19年度 |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 順位   | %     | 順位   | %     | 順位   | %     |
| 11   | 18.5% | 14   | 13.8% | 13   | 15.8% |

### 5 原因分析・今後の方向性

|  |
|--|
| 総合評価は昨年度に引き続きC評価となった。<br>しかしながら、構成する8施策のうち、子どもの人権については、昨年度から1ランクあがってB評価となっている。<br>子どもの人権については、児童相談所に国基準を大きく上回る児童福祉司を配置し、かつ地域レベル、行政区レベル、全市レベルの重層的なネットワークを構築し、市民と行政が一体となって子育てを支えていくシステムを作り上げてきたこと等により、「虐待相談に速やかに対応した件数」及び「子ども子育ていきいきフェア参加人数」の2指標がa評価となったことによる。<br>しかしながら、人権文化が十分根付いた状況にはなっておらず、近年痛ましい事件が多発している児童虐待や増加傾向にあるといわれる高齢者への虐待、更にはインターネット等による人権侵害など新たな問題が顕在化してきている。<br>一人ひとりの心の問題が大きなウェイトを占めている課題であり、施策効果が短期間では現れにくい分野ではあるが、着実に施策を展開していく必要がある。 |
|--|

#### （参考）この政策を実現するための施策とその総合評価

| 施策番号 | 施策名  | 評価結果 |    |    |
|------|--|------|----|----|
|      |  | 17   | 18 | 19 |
| 1111 | 日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」の構築  | C    | C  | C  |
|      | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いた社会の構築を目指す。   |      |    |    |
| 1112 | 男女がともに自立、参画、創造する男女共同参画社会の実現  | C    | C  | C  |
|      | 男女が、等しく個人として尊重され、性別によらない多様な生き方が保障されるとともに、あらゆる場において、共に責任を担いつつ個性と能力を発揮することができる社会を実現する。 |      |    |    |
| 1113 | 子どもの人権の尊重  | C    | C  | B  |
|      | 児童虐待やいじめの防止等により子どもの権利を擁護し、子どもの人権を尊重する社会を構築するとともに、子どもたちの社会性や自主性、公共心を培う。               |      |    |    |
| 1114 | 高齢者の人権の尊重  | B    | C  | C  |
|      | 高齢者のプライバシーの侵害や虐待を防止し、高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が自立して社会参加できる場や機会に恵まれた社会を目指す。                 |      |    |    |
| 1115 | 障害のあるひとの人権の尊重  | C    | C  | C  |
|      | 障害のあるひとに対する物理的、制度的、心理的障害がなく、障害のあるひとにもないひとと同じ生活を送ることができる社会を構築する。                      |      |    |    |
| 1116 | 特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組   | C    | C  | C  |
|      | 特別施策としての同和対策事業を終結するとともに、残る諸課題については一般施策により取組を進め、様々な人が交流、共生する地域社会づくりを進める。              |      |    |    |
| 1117 | 多文化共生社会の実現   | C    | C  | B  |
|      | 国籍、民族、文化等の違いによる精神的、制度的な壁を解消し、すべての市民が共に生きる多文化共生社会の実現を目指す。                             |      |    |    |
| 1118 | 現代社会における多様な人権問題への対応  | C    | C  | C  |
|      | 多様な人権問題に関して正しい理解と認識を深め、市民一人一人が身近な問題として考え対処する力を身に付け、現代社会における様々な人権問題に対応する。             |      |    |    |